

改正貨物自動車運送事業法 Q & A

第 213 回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 6 年 5 月 15 日に公布されました。

改正法第 4 条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）において、主に

1. 運送契約締結時の書面交付義務
 2. 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
 3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務
- などについて規定し、これらの規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされているところです。

今般、これらの改正内容を解説するとともに、その具体的な運用についてお示しするため、国土交通省によくお寄せいただく問合せを中心に Q & A を作成しましたので、改正貨物自動車運送事業法への対応に当たっての参考としていただければ幸いです。

本 Q & A で使用する用語の定義は以下のとおりです。

- ・トラック法... 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・改正トラック法... 改正法による改正後の貨物自動車運送事業法
- ・施行日... 改正トラック法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）
- ・年度... 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間

※具体的な条項を挙げているもの（例えば、「改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付」など）については、当該条項を他の条項において準用する場合も含みます。

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課

目次

【1. 総論】	1
問 1-1 改正トラック法の概要を教えてください。	1
問 1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。	1
問 1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。	1
問 1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。	1
問 1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するのでしょうか。	1
問 1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。	2
【2. 書面交付関係】	3
問 2-1 書面交付義務の概要について教えてください。	3
問 2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。	3
問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですが、積み込みや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。	4
問 2-4 時間制運賃の場合でも、積み料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要があるかどうか。	4
問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要があるかどうか。	4
問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。	4
問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。	5
問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。	5
問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。	5
問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。	5
問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。	5
問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。	7
問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。	7
問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。	7
問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。	7

問 2-15	貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。	7
問 2-16	マッチングサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。	7
問 2-17	貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを經由して利用運送を行う場合、書面の 交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者に なりますか。	8
問 2-18	書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。	8
問 2-19	改正トラック法第 12 条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を 空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取 った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面の やり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。	8
問 2-20	電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必 要事項を記載する形でも問題ありませんか。	8
問 2-21	契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の 交付を行う必要がありますか。 また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はど うですか。	11
問 2-22	施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更した り、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。	11
問 2-23	施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、 当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。	11
問 2-24	印紙税の取扱いはどのようになりますか。	12
【3. 健全化措置関係】		13
<努力義務について>		13
問 3-1	健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。	13
問 3-2	健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょ うか。	13
問 3-3	「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけ ないのでしょうか。	13
問 3-4	問 3-3 の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。	13
問 3-5	健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。	14
<運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>		14
問 3-6	運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。	14
問 3-7	具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。	15
問 3-7-2	「100 万トン」については、何をもって判断すればよいのでしょうか。	15
問 3-7-3	義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。	15
問 3-7-4	過去に一度でも「100 万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象とな るのでしょうか。	15
問 3-8	運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等は ありますか。	15

問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。	16
問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。	16
問 3-11 運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任の届出の手続について教えてください。	16
問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。	16
【4. 実運送体制管理簿関係】	17
問 4-1 実運送体制管理簿の概要について教えてください。	17
問 4-2 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。	17
問 4-3 貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	18
問 4-4 真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。	18
問 4-5 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	18
問 4-6 元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。	18
問 4-7 「1.5 トン」はどの段階で判断するのでしょうか。	19
問 4-7-2 真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5 トン」以上ありましたが、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	19
問 4-7-3 真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5 トン」以上ありましたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。	20
問 4-8 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。	20
問 4-8-2 マッチングサイトは請負階層にカウントされますか。	20
問 4-9 「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。	20
問 4-10 問 4-1 について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。	20
問 4-10-2 問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。	21
問 4-10-3 問 4-10 について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。	21
問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、	

作成義務の対象となるのか。	21
問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。	22
問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。	22
問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。	22
問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。	22
問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。	22
問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要はありますか。	24
問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。	24
問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。	24
問 4-20 実運送事業者より通知が来なかったことで実運送体制管理簿が作成できなかった場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。	24
問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかったために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかった場合、行政処分等の対象になりますか。	24
【5. その他】	25
問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。	25
【改訂履歴】	26

【1. 総論】

問 1-1 改正トラック法の概要を教えてください。

答 従前より貨物自動車運送業においては、多重下請構造や口頭による運送契約の締結等が、適正な運賃・料金の収受に当たっての大きな課題となっていました。そうした課題に対応するため、今般、トラック法を改正し、

1. 運送契約締結時等の書面交付義務
2. 下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などの規制的措置を導入することとしております。各改正事項の概要については、**別紙1**をご参照ください。

問 1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。

答 令和7年4月1日より施行されます。

問 1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
- ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③貨物自動車運送事業者以外のものをいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

改正トラック法上の元請事業者は「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問 4-2 をご参照ください。

問 1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、個人事業主であっても「真荷主」に該当します。

問 1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 引越自体は当該法人の事業ではないため、該当しません。

ただし、オフィスの移転を貨物利用運送事業者に委託し、当該貨物利用運送事

業者が他の貨物自動車運送事業者に運送委託した場合は、当該貨物利用運送事業者が真荷主に該当することになります。

問 1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。

答 「真荷主」に該当する場合には、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務が課されることになります。自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を、当該貨物自動車運送事業者との間で相互に交付しなければなりません。具体的な記載事項等は【2. 書面交付関係】をご参照ください。なお、交付した書面についてはその写しを 1 年間保存することとされています。

また、真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者に対して、実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

【2. 書面交付関係】

問 2-1 書面交付義務の概要について教えてください。

答 真荷主及び貨物自動車運送事業者（※1）が運送契約を締結するときは、改正トラック法第12条第1項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※2）は、改正トラック法第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。以下の図1もご参照ください。

（※1）特定貨物自動車運送事業者を除く。

（※2）具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

書面交付の義務付けについて

図 1

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

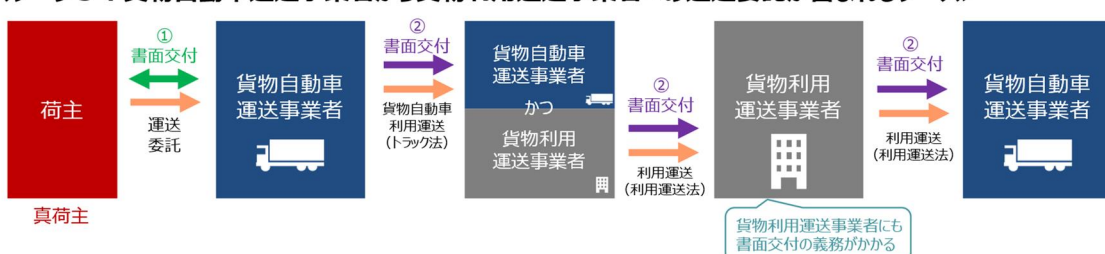


- ①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇄トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付
(トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者)

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問 2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。

答 交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要がありますが

す。

- ①運送の役務の内容及び対価
- ②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面の交付年月日

問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですが、積み込みや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。

答 荷役作業や附帯業務は原則として「運送の役務以外の役務」に該当するものと考えられます。

他方で、例えば宅配便における玄関先への配達など、取引の実態として、委託者・受託者がともにその作業が運送の一部をなすものとして認識しており、かつ当該作業に係る対価を運賃に包含させることに両者間で異論がない場合には、当該作業を「運送の役務」として取り扱うことは差し支えありません。

問 2-4 時間制運賃の場合でも、積み込み・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要がありますか。

答 時間制運賃の場合、その時間内に行われる積み込み・取卸しに係る対価を運賃に包含させることは問題ありません（別建てする必要はありません）（※）が、その場合でも、積み込み・取卸しが発生する旨は書面に明記しなければなりません。

（※）国土交通省がお示ししている「標準的運賃」では、時間制運賃の場合、その時間内であれば、待機時間料や積み込み・取卸料は時間制運賃の中に包含されております。

問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。

答 具体的にどのような作業を行う必要があるのかを委託先が認識できるのであれば、特に記載の粒度は問いません。

問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面（以下「当初書面」という。）と後日交付した

書面（以下「後日書面」という。）の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようにになりますか。

答 後日書面の交付をもって書面交付義務が完全に履行されたものと考えられますので、当初書面も含めて、後日書面を交付した日から1年間保存する必要があります。

問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。

答 運送に伴い生じる費用について、委託者が実費を負担することとしている場合、例えば「運送に要した有料道路利用料、〇〇料、△△費については、実費を委託者が負担する」旨の記載があれば、当該費用に係る料金については具体的な金額が記載されていなくても問題ありません。

問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。

答 実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありませんが、運賃・料金等について変更が生じた場合の取扱いについては、運送契約の締結時にあらかじめ取り決めておくことが望ましいです。

問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。

答 必要な事項が記載された書面であれば、特に書面の形態・様式等は問いませんので、送り状等を交付書面として活用いただくことも可能です。交付書面の一例を次頁に掲載しますので、参考にしてください。

問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

○交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

運送申込書／運送引受書

(※)申込者は太枠内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等

申込者

社名又は氏名

〇〇食品(株)

住所

栃木県〇〇市〇〇1-1-1

電話

028-111-▲▲▲▲

FAX

028-222-▲▲▲▲

E-mail

▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp

【担当者名】

国土 花子

荷受人

社名又は氏名

△△商店

住所

東京都△△区△△3-3-3

電話

03-5555-△△△△

FAX

—

E-mail

—

【担当者名】

貨物 三郎

運送を引き受ける者

社名又は氏名

□□運輸(株)

住所

栃木県□□市□□2-2-2

電話

028-333-xxxx

FAX

028-444-xxxx

E-mail

xxxxxx@xxx.co.jp

【担当者名】

運輸 一郎

申込日

令和 7年 4月 1日

標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾

☒

II 運送の役務

集貨先／発送地

〇〇食品(株) A工場

集貨／発送の希望日時

令和7年4月5日 9時～12時

配達先／到着地

△△商店

配達／到着の希望日時

令和7年4月5日 14～16時

運送保険加入の委託

有・(無)

品名

冷凍食品

品質

-15℃以下

重量又は容積

1トン

荷造りの種類及び個数

10パレット
(1パレット当たり段ボール10箱)

運送の扱種別

貸切距離制

車種

冷凍車(1トン)

台数

1両

III 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託

(有)・無

予定作業時間 (30分程度)

取卸し作業の委託

(有)・無

予定作業時間 (30分程度)

附帯業務の内容

倉庫内における検品・棚入れ作業
(予定作業時間 : 60分程度)

IV 運賃及び料金

運賃

50,000

円

燃料サーチャージ

2,000

円

有料道路利用料(税込)

4,000

円

積込料

2,500

円

取卸料

2,500

円

待機時間料

円

(見込み待機時間: 分、 30分あたり単価: 円)

附帯業務料

品代金の取立て

円

荷掛金の立替え

円

荷造り

円

仕分け

円

保管

円

検収及び検品

1,500

円

横持ち及び縦持ち

円

棚入れ

1,500

円

ラベル貼り

円

はい作業

円

その他附帯業務()

円

消費税額

6,000

円

合計額

70,000

円

運賃及び料金の支払方法

銀行振込(支払期日:令和7年4月4日)

V その他

集貨／発送の予定日時

令和7年4月5日 12時

配達／到着の予定日時

令和7年4月5日 15時

【車両番号】

〇〇123あ××××

【運転者名】

運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸(株) 代表取締役 運輸 太郎

6

問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答 電話で運送依頼を行う場合でもあっても、電話連絡後直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、電話連絡のみによる運送依頼は、書面交付義務違反となります。

問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。

答 問 1-3 のとおり、一般消費者は「真荷主」には含まれないため、一般消費者と運送契約を締結する際に書面交付義務はかかりません。

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」又は「真荷主が郵便物・信書便物の運送を委託する場合（※改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付に限る）」には書面交付義務の対象外となりますが、それ以外の場合については基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。

答 該当しません。スポット輸送についても、災害時等を除き、基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 「真荷主」に該当する第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者は、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。真荷主の定義については問 1-3 をご参照ください。

また、下請構造の中にいる（※1）第一種貨物利用運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合には、第 24 条第 2 項に基づく書面交付義務の対象となります。

（※1）「下請構造の中にいる」とは、問 2-1  <パターン 3>における貨物利用運送事業者のように、自身より上流に貨物自動車運送事業者が存在している場合を指す。

問 2-16 マatchingサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。

答 当該事業者が第一種貨物利用運送事業者に該当する場合は、問 2-15 のとおり書面交付義務の対象となります。

第一種貨物利用運送事業者に該当しない場合は、当該事業者が「真荷主」に該当する場合に、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。

問 2-17 貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者になりますか。

答 改正トラック法による書面交付は、運送契約を締結する当事者間で行うこととなるため、貨物自動車運送事業者が、マッチングサービス事業者を介してマッチングした他の貨物自動車運送事業者と直接運送契約を締結する場合、当該他の貨物自動車運送事業者に対して書面を交付することとなります。

この場合において、実務上マッチングサービス事業者を経由して書面交付を行うことも否定はされませんが、仮に委託先に書面が到達しなかった場合や記載事項に不備があった場合などは、一義的には書面の交付主体たる貨物自動車運送事業者が義務不履行の責任が生じ得ることになるため、利用するマッチングサービス事業者が改正トラック法の改正内容に対応しているかどうかをあらかじめ確認しておくことが有効です。

他方で、マッチングサービス事業者が第一種貨物利用運送事業者であって、貨物自動車運送事業者が当該マッチングサービス事業者と運送契約を締結する場合は、当該マッチングサービス事業者に対して書面を交付することとなります。

問 2-18 書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、貨物自動車運送事業者についてはトラック法第 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。また、荷主についてもトラック・物流Gメンによる是正指導の対象となる可能性があります。

問 2-19 改正トラック法第 12 条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面のやり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。

答 お尋ねのような書面のやり取りをもって相互交付したものと取り扱っていただいて差し支えありません。また、委託先の貨物自動車運送事業者の「名称及び住所」についても同様に、真荷主が交付する申込書において記載が無くとも、委託先の貨物自動車運送事業者が受け取った書面に自社の「名称及び住所」を追記して荷主に交付すれば、相互交付したものと取り扱っていただいて問題ありません。この取扱いをした場合、真荷主は、委託先から交付のあった書面又はその写しを交付のあった日から1年間保存する必要があります。

なお、改正トラック法第 24 条第 2 項に基づく書面交付については、上記のような取扱いは認められず、委託者から委託先に対して法定事項が網羅された書面を交付する必要があります。

問 2-20 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。

答 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子

メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能であり、例えば、以下のような方法が挙げられます。

- ①電子メールやファックス（※）等による送受信
- ②ウェブサイト上に表示された記載事項を契約の相手方がダウンロードする方法
- ③契約の相手方がログインして閲覧するインターネットページにアップロードする方法
- ④CD-R 等に記録して契約の相手方に交付する方法

なお、電子メールについては、PDF 等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能であり、その際の記載例については次頁をご参照ください。

（※）電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス（複合機など）へ送信する方法は「電磁的方法による提供」に該当し、事前に相手方の承諾が必要となるが、受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法については「書面の交付」に該当し、事前の承諾等は不要である。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信

差出人：▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp
送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xxx. co. jp
件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品(株)

□□運輸(株) 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制
品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット)
積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場)
取卸：4/5 15 時 (△△商店)
積込作業の委託：有、30 分程度
取卸作業の委託：有、30 分程度
附帯業務の内容：
15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における
検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
有料道路利用料 (税込) 4,000 円
燃料サーチャージ 2,000 円、
積込料及び取卸料 5,000 円
附帯業務料：3,000 円
消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7. 4. 4 銀行振込

.....
○○食品(株) ○○課 国土 花子
〒▲▲-▲▲
栃木県○○市○○ 1-1-1
TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲
E-MAIL: ▲▲▲▲@▲▲. co. jp
.....

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人：xxxxxx@xxx. co. jp
送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 13:25
宛先：▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp
件名：RE:【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品(株)

○○食品(株) 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)

□□運輸(株) □□課 運輸 一郎
〒xxx-xxxx
栃木県□□市□□ 2-2-2
Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----
差出人：▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp
送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xxx. co. jp
件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品(株)

□□運輸(株) 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制
品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット)
積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場)
取卸：4/5 15 時 (△△商店)
積込作業の委託：有、30 分程度
取卸作業の委託：有、30 分程度
附帯業務の内容：
15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における
検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
有料道路利用料 (税込) 4,000 円
燃料サーチャージ 2,000 円、
積込料及び取卸料 5,000 円
附帯業務料：3,000 円
消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7. 4. 4 銀行振込

.....
○○食品(株) ○○課 国土 花子
〒▲▲-▲▲
栃木県○○市○○ 1-1-1
TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲
E-MAIL: ▲▲▲▲@▲▲. co. jp
.....

問 2-21 契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はどうですか。

答 <施行日以降に締結した契約について>

法定事項を変更しようとする場合は、変更のあった事項について、書面の交付を行う必要があります。ただし、組織運営に変更のない商号又は名称等の変更など形式的な変更をしようとする場合や、法定事項以外の事項を変更しようとする場合は、改めて書面の交付を行う必要はありません。

また、契約の同一性を保ったままで契約期間のみを延長する場合についても、改めて書面の交付を行う必要はありません。

<施行日より前に締結した契約について>

施行日以降に契約内容を変更しようとする場合は、以下の取扱いとなります。

①契約締結時に法定事項を満たす書面をすでに交付している場合

⇒<施行日以降に締結した契約について>と同様の取扱いとなります。

②契約締結時に法定事項を満たさない書面を交付している場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を改めて交付する必要があります。

③契約締結時に書面交付を行っていない場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を交付する必要があります。

問 2-22 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。

答 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありませんが、施行日以後に契約内容に何らかの変更が生じる場合については、問 2-21<施行日より前に締結した契約について>のとおり取り扱う必要があります。

なお、取引環境の改善に向けて、今般の改正を機に契約内容の見直しを行っていただくことを推奨しております。

問 2-23 施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。

答 当該個別契約を締結するに当たっては、書面交付義務がかかり、その書面は法定事項を満たす必要があります。例えば施行日より前に締結した基本契約において運賃・料金の別建てを行っていない場合、施行日以降に個別契約を締結するに当たって、当該個別契約に係る書面において運賃・料金の別建てを行っていただくか、又は基本契約を変更して運賃・料金の別建てを行っていただく必要があります。

ます。

なお、施行日より前に締結した基本契約についてすでに書面を交付している場合、当該書面の記載事項と施行日以降に交付する個別契約に係る書面の記載事項を組み合わせる形で法定事項を満たすこととする取扱いについては問題ありません。

問 2-24 印紙税の取扱いはどうになりますか。

答 改正トラック法に基づき交付する書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、当事者間において運送契約の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断することとなります。

この点、契約とは申込みと承諾によって成立するものであるため、契約の申込事実を記載した申込書、注文書、依頼書などは、通常、印紙税の課税対象にはなりません。つまり、改正トラック法第 12 条第 1 項又は第 24 条第 2 項に基づき、委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合は、基本的に印紙税の課税対象にはなりません（ただし、（※ 1）に該当する場合は課税対象となる）。

他方で、トラック事業者が荷主から貨物の運送を引き受けた際に荷主に交付する文書で、その文書に運送物品の種類、数量、運賃、発地、着地等運送契約の成立の事実を証する事実が具体的に記載され、貨物運送引受けの証としているものは、その文書の標題のいかんにかかわらず、運送に関する契約書として印紙税の課税対象となります（※ 2）。つまり、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づき、委託先から委託元に対して例えば P 6 のような運送引受書を書面で交付する場合、当該引受書は「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

なお、電子メールやファックス等の電磁的方法による場合には、課税物件は存在しないこととなりますので、印紙税の課税対象にはなりません。

（※ 1）委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合であっても、例えば

- ・ 契約当事者の間の基本契約書等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における当該申込書
- ・ 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている当該申込書
- ・ 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

などについては、「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

（※ 2）貨物の運送に関して作成される文書に対する印紙税の取扱いが国税庁ウェブサイトで整理されていますので、参考にしてください。

【国税庁ウェブサイト URL】 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/11/05.htm>

【3. 健全化措置関係】

＜努力義務について＞

問 3-1 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※）に、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めることとされています。

（※）具体的には以下の 3 通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

問 3-2 健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょうか。

答 改正トラック法第 24 条第 1 項において以下の措置が規定されています。それぞれの措置のイメージについては、[図 2](#)をご参照ください。

- ① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。
- ② 自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合にあっては、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。
- ③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。

問 3-3 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけないのでしょうか。

答 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」については努力義務の一例としてお示ししているものであるため、当該措置に代えて、委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関してその他の条件（問 3-4 参照）を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。

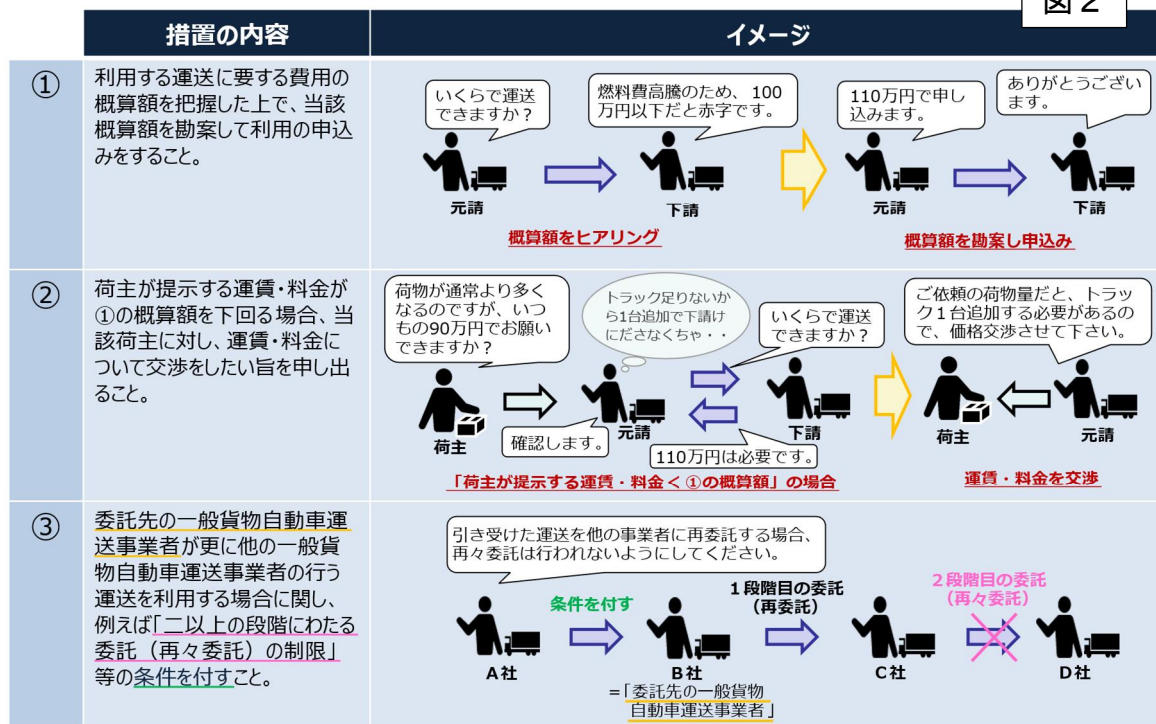
問 3-4 問 3-3 の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。

答 改正トラック法第 24 条第 1 項の努力義務の名宛て人（＝条件を付す者）を A、A の委託先の一般貨物自動車運送事業者を B、B の委託先の一般貨物自動車運送事業者を C とした場合、例えば、「B が A から引き受けた貨物の運送について C の行う運送を利用するときは、C の運送に要する費用を B が聞き取る場を設けた上

で申込みをすること」等が想定されます。

健全化措置のイメージ

図 2



問 3-5 健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 健全化措置の努力義務については、元請事業者等の主体的な取組を促すためのものであるため、罰則や行政処分は設けておりません。他方で、運賃・料金を不当に据え置くなど、違反原因行為をしている疑いがあると認められる事業者については、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。

<運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>

問 3-6 運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。

答 健全化措置の実効性を高めるため、一定規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者については、

- ・健全化措置の実施に関する「運送利用管理規程」を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ・健全化措置の実施・管理の体制を確保するための「運送利用管理者」を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

が課されます。

問 3-7 具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。

答 「前年度に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量（以下「利用運送量」という。）が 100 万トン以上」である一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務の対象となります。貨物利用運送事業者は義務付けの対象にはなりません。

問 3-7-2 「100 万トン」については、何をもって判断すればよいでしょうか。

答 毎年国土交通省にご提出いただいている貨物自動車運送事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄に記入された数値にてご判断ください。

問 3-7-3 義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。

答 国からの指定や通知等はありませんので、各事業者において前年度の利用運送量の確認を確実に行っていただき、100 万トン以上である場合には、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任及び国土交通大臣への届出を行う必要があります。

問 3-7-4 過去に一度でも「100 万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象となるのでしょうか。

答 令和 6 年度以降に利用運送量が 100 万トン以上となった場合に義務付けの対象となります。令和 5 年度以前の利用運送量は問いません。

なお、一度運送利用管理規程・運送利用管理者の届出を行っていただければ、翌年度以降改めて届出を行っていただく必要はありません（※変更がある場合には変更の届出が必要）。例えば、届出を行った後に一度 100 万トンを下回り、その後再び 100 万トン以上となった場合、過去に一度届出を行っていれば、再度の届出は不要です。

問 3-8 運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等がありますか。

答 運送利用管理規程に定める事項として、改正トラック法第 24 条の 2 第 2 項において以下の事項が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理規程のひな形については、**別紙 2**をご参照ください。

問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。

答 改正トラック法第24条の3第1項において、運送利用管理者は「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」のうちから1人選任することとされています。

問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。

答 改正トラック法第24条の3第2項において以下の職務が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

問 3-11 運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任の届出の手続について教えてください。

答 運送利用管理規程を作成した際には、**別紙3**の「運送利用管理規程作成届出書」に必要事項を記載し、当該管理規程及び当該管理規程に関し必要な事項を記載した書類を添付の上、主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。

(※運送利用管理規程を変更した際も同様に、「運送利用管理規程変更届出書」及び必要書類を主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。)

また、運送利用管理者を選任した際には、**別紙4**の「運送利用管理者選任届出書」に必要事項を記載の上、主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。

(※運送利用管理者を解任した際も同様に、「運送利用管理者解任届出書」及び必要書類を主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。)

問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 行政処分の対象となる可能性があります。また、「運送利用管理規程の届出をしないで、又は届け出た運送利用管理規程によらないで、事業を行ったとき」又は「運送利用管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」は、百万円以下の罰金が科されることになります。

【4. 実運送体制管理簿関係】

問 4-1 実運送体制管理簿の概要について教えてください。

答 真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、貨物の運送ごとに、以下の事項を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から1年間、これを営業所に据え置かなければなりません。

なお、「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成する必要はありません。（詳細は問4-10～問4-10-3をご参照ください。）

【実運送体制管理簿の記載事項】

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

問 4-2 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（※）（＝元請事業者）が作成することとなります。[図3](#)もご参照ください。

（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。

実運送体制管理簿の義務付けについて

図 3

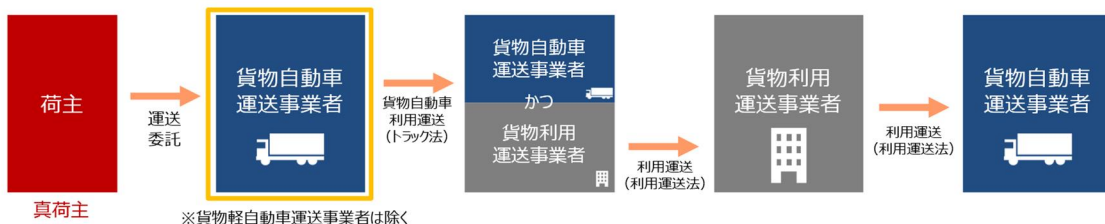
<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問 4-3 貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 貨物利用運送事業者に作成義務はありませんが、下請構造の中にいる場合には、必要事項を委託先へ通知する義務がかかります。（詳細は問 4-6 をご参照ください。）

問 4-4 真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。

答 不要です。ただし、真荷主から引き受けた貨物の運送について、一部でも他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用した場合は、作成の対象になります。

問 4-5 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に作成義務はありませんが、必要事項を委託先又は元請事業者へ通知する義務がかかります。（詳細は問 4-6 をご参照ください。）

問 4-6 元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。

答 真荷主から引き受けた貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象であるとき（＝真荷主から 1.5 トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うとき）、元請事業者は

- （i）元請事業者の連絡先
- （ii）真荷主の商号又は名称
- （iii）委託先の運送事業者の請負階層

を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

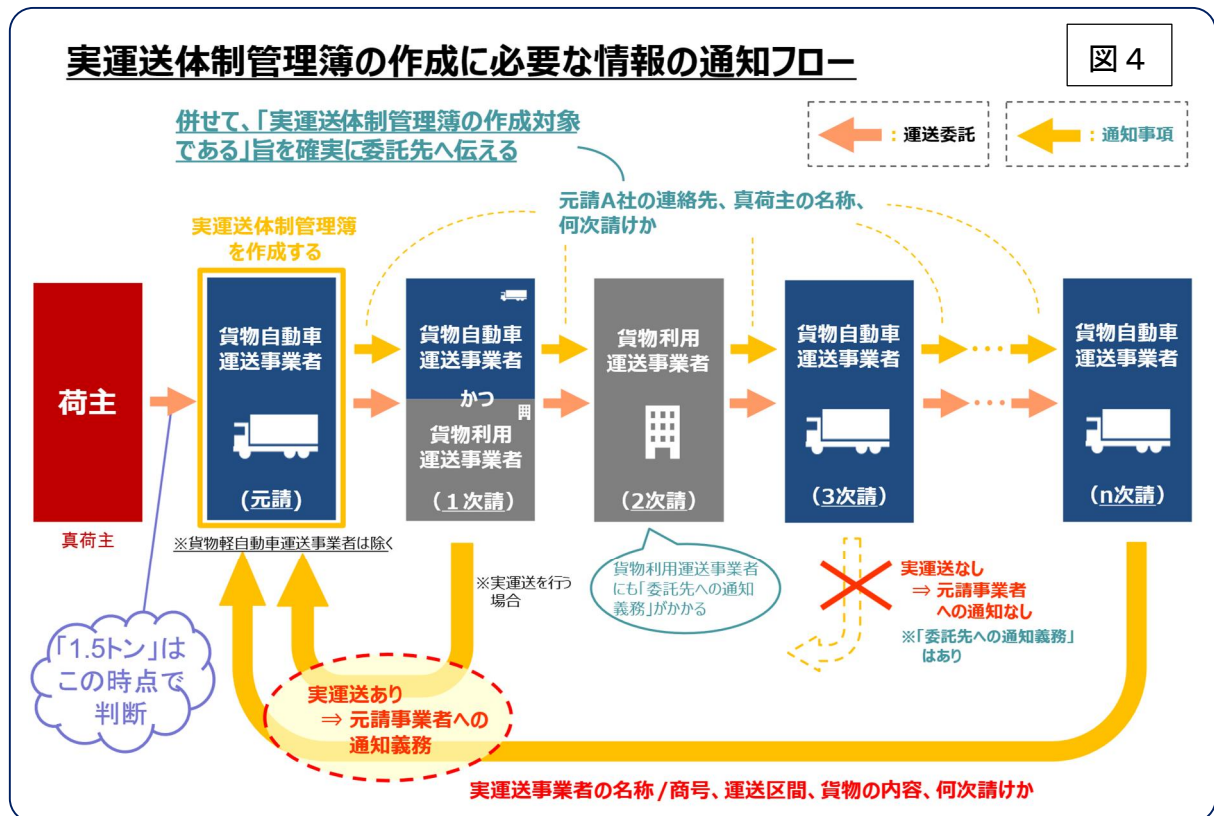
当該通知を受けた運送事業者は、実運送を行ったときは

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

を元請事業者に対して通知し、そこからさらに利用運送を行うときは（i）～（iii）の事項を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。以降はこの通知フローの繰り返しとなります。

元請事業者は、実運送事業者から通知を受けた①～③の事項を実運送体制管理簿に記録することとなります。

通知フローのイメージについては、図 4をご参照ください。



問 4-7 「1.5 トン」はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5 トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5 トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

問 4-7-2 真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5 トン」以上ありましたが、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 配達先（荷受人）が複数あったとしても、当該運送が一の運送契約に基づき行われる場合には、一度の運送依頼で引き受ける貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象となります。

他方で、配達先（荷受人）ごとにそれぞれ別々の運送契約に基づいて運送が行われる場合には、各運送契約ごとの貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-7-3 真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5 トン」以上ありましたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 一の運送契約に基づき複数回の運送依頼が行われる場合、それぞれの運送依頼毎の貨物の重量で判断することとなるため、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-8 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。

答 真荷主と元請事業者の間に締結された運送契約の後に締結された運送契約の数でカウントします。つまり、元請事業者の委託先が「1次請け」、「1次請け」の委託先が「2次請け」となり、以降運送契約が締結されるたびに回数が増えていきます。なお、下請構造の中にいる第1種貨物利用運送事業者も運送契約の主体となるため、請負階層にカウントされます。(図4)をご参照ください。

問 4-8-2 マッチングサイトは請負階層にカウントされますか。

答 下請構造の中にいるマッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者である場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体となるため請負階層にカウントされます。他方で、マッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者でない場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体とならないため請負階層にはカウントされません。

問 4-9 「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。

答 どの運送について記録されたものであるかが、真荷主及び元請事業者ともに分かる状態であれば、特に記載の粒度は問いません。運送区間を「東京～大阪」のように都道府県単位で記載することや、貨物の内容を「雑貨」や「食料品」のような粒度で記載することも可能です。

問 4-10 問 4-1 について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかになっている場合を指します。このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、一度実運送体制管理簿を作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。ただし、委託関係（下請構造）や実運送事業者が異なる運送を行った場合には、当該運送について実運送体制管理簿

に記録しなければなりません。

問 4-10-2 問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けてから初めて行う運送について実運送体制管理簿を作成してください。それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、「貨物の内容」や「運送区間」等が異なっている場合でも、委託関係（下請構造）や実運送事業者が変わりがない場合は、実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

なお、最初に記録した運送から 1 年（※法定の保存期間）を経過した場合は、そこから初めて行う運送について改めて実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-10-3 問 4-10 について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。

答 利用運送先の貨物自動車運送事業者が一者でない場合であっても、貨物の種類や運送区間等に応じて利用運送先を使い分けしているなど、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送事業者及びその請負階層が実質的に特定できるような場合には、貨物の運送ごとの記録は要しません。他方で、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定していたとしても、荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送を行う貨物自動車運送事業者及びその請負階層が特定されないような場合には、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、作成義務の対象となるのか。

答 前提として、契約を結ぶ時点で、自身がこういった者（貨物自動車運送事業者なのか貨物利用運送事業者なのか）として運送を引き受けるかを明確にしていたことが基本であると考えており、貨物自動車運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象になり、貨物利用運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象にはなりません。

他方で、そういった対応が難しい場合には、荷主より引き受けた貨物の運送について、

- ・すべて利用運送することがあらかじめ決まっている場合は「貨物利用運送事業者」
- ・少しでも自社で運送する可能性がある場合は「貨物自動車運送事業者」

として取り扱っていただくことは否定されないものと考えられます。

いずれの場合においても、利用運送を行う際に、例えば「弊社は真荷主に該当するため、御社は元請事業者となります」と伝えるなど、委託先が自身に実運送体制管理簿の作成義務があるのか否かを明確に把握できるようにしてください。

問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」には実運送体制管理簿の作成義務の対象外となりますが、それ以外の場合で、真荷主から1.5トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うときは、基本的に実運送体制管理簿を作成する必要があります。なお、書面交付義務と同様に、単なるスポット輸送については「災害その他緊急やむを得ない場合」には該当しません。

問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。

答 施行日以降に元請事業者が委託先に運送依頼を行ったものから作成する必要があります。例えば、基本契約が施行日より前に締結されている場合であっても、運送依頼自体が施行日以降に行われた運送については、実運送体制管理簿の作成対象となります。

問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。

答 作成期限について具体的な定めはありませんが、運送完了後遅滞なく作成することが望ましいです。なお、例えば一月分をまとめて当該月の末日や翌月初めに作成するという対応をとることについては特に問題ないものと考えられます。

問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。

答 実運送体制管理簿に決まった様式はありませんので、各事業者において作成しやすい形で作成いただいて問題ありません。必要事項が記載されていれば、既存の配車表等も活用いただけます。

また、一例として実運送体制管理簿の作成イメージ（5）を掲載しますので、参考にしてください。

問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。

答 実運送体制管理簿については電磁的記録による作成・保存も可能としているところであり、検索や管理の容易性からも電磁的記録により作成・保存を行うことは有効です。

実運送体制管理簿のイメージ

図 5

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

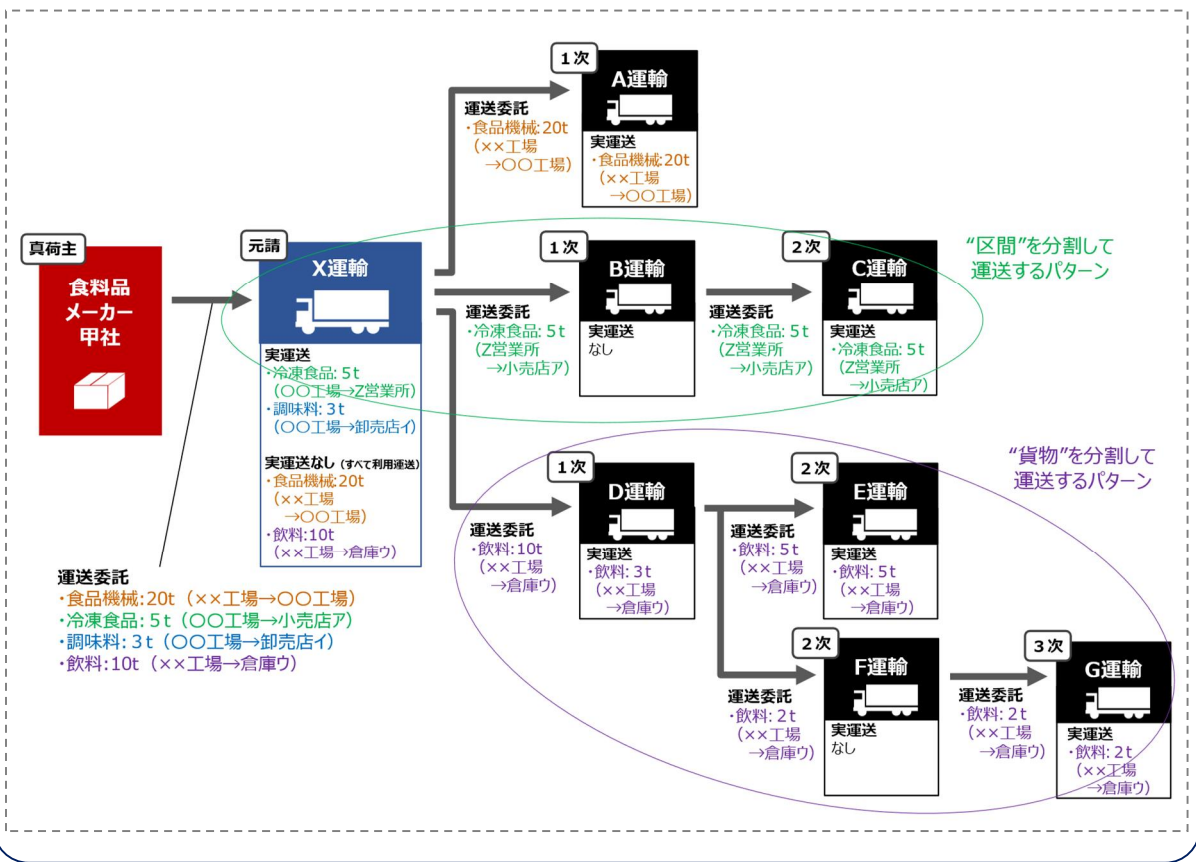
事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図の下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）							
※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは「一部を自身で実運送し、残りを利用運送した場合」のみ							
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）							
※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送した）ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない							
実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～〇〇工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	〇〇	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	〇〇	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要



問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要はありますか。

答 国に対して定期的な提出等は必要ありませんが、監査やトラック・物流 G メンによる調査等において求めがあった場合は、提出する必要があります。また、真荷主は元請事業者に対して実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第 33 条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-20 実運送事業者より通知が来なかったことで実運送体制管理簿が作成できなかった場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。

答 通知の不備により実運送体制管理簿が作成できなかった場合、一義的には通知の不備の原因を発生させた者（＝通知を滞らせた者）にその責任があると考えられるため、当該者に対して行政処分が行われる可能性があります。

他方で、実運送事業者から通知が来なかった場合でも、元請事業者は、実運送事業者及びその請負階層の把握に取り組んでください。

問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかったために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかった場合、行政処分等の対象になりますか。

答 上流の事業者が通知義務を怠る等して通知を受けられなかった場合など下請構造の中にいる事業者が伝達事項を知ることができない場合は、当該事業者に通知義務は課されません（改正トラック法第 24 条の 5 第 4 項ただし書）。この場合、通知義務を怠った上流の事業者に対して行政処分が行われる可能性があります。

【5. その他】

問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。

答 従前、特定貨物自動車運送事業について、事業の譲渡、合併・分割又は相続（以下「事業譲渡等」という。）が発生した場合、当該事業の権利義務は自動的に承継されることとなっており、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされていきました。

今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制を認可制とする改正を行いました。これに伴い、特定貨物自動車運送事業について、施行日以降に承継事由が生じる場合は、一般貨物自動車運送事業者と同様に、その事業譲渡等について認可を申請する必要性が生じ、認可を受けなければその効力が生じないこととなります。

【改訂履歴】

- ・ 令和 7 年 3 月 31 日……………問 2-15、2-24、3-11、別紙を追記修正。

改正貨物自動車運送事業法の概要

1. 運送契約締結時等の書面交付義務関係

<第12条関係>

- 真荷主（※1）と貨物自動車運送事業者（※2）が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を相互に交付しなければならないこととする（※3）。

<第24条第2項及び第3項関係>

- 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※4）は、運送の役務の内容及び対価（その利用する運送に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を当該他の貨物自動車運送事業者等に対して交付しなければならないこととする（※3）。

- ※1 真荷主とは「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの」をいう。以下同じ。
- ※2 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が該当する。
- ※3 書面交付の相手方から承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- ※4 具体的には以下の4通りの場合に適用される。
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

2. 健全化措置関係

<第24条第1項関係>

- 貨物自動車運送事業者等は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※5）は、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（以下「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととする。

<第24条の2～第24条の4関係>

- 一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者（※6）は、運送利用管理規程（健全化措置の実施に関する規程）を定めるとともに、運送利用管理者（健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するために選任される者）を選任し、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

- ※5 具体的には以下の3通りの場合に適用される。
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
 - ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ※6 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。また、一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者を「特別一般貨物自動車運送事業者」、特定貨物自動車運送事業者を「特別特定貨物自動車運送事業者」という。

3. 実運送体制管理簿の作成・保存義務関係

<第24条の5関係>

- 貨物自動車運送事業者（※7）は、真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送事業者の商号又は名称等を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から一年間、これを営業所に据え置かなければならないこととする。

- ※7 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。

〇〇運送株式会社 運送利用管理規程（例）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等
- 第三章 健全化措置の内容
- 第四章 健全化措置の管理体制等

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第二十四条の二の規定に基づき、健全化措置その他委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組（以下「健全化措置等」という。）を実施するために遵守すべき事項を定め、もって委託先事業者の健全な事業運営の確保に資することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等

（健全化措置等の実施に関する基本的な方針）

第三条 当社は、委託先事業者が当社の運送事業を支える重要なパートナー企業であること及び委託先事業者との優良な関係構築が当社の事業運営にとって重要であることを深く認識した上で健全化措置等を実施し、委託先事業者との取引関係の適正化に絶えず努める。

（健全化措置等の実施に関する重点施策）

第四条 健全化措置等の実施に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底し、関係法令及び運送利用管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 健全化措置等の実施に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 三 健全化措置等の実施に関する教育及び研修を実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって健全化措置等の実施に努める。

第三章 健全化措置の内容

（健全化措置等の具体的な内容）

第五条 健全化措置等について、具体的には、以下に掲げる措置を講ずる。

- 一 あらかじめ委託先事業者から運送に要する費用の概算額を聞き取った上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをする。このうち継続的な取引については、少なくとも〇ヶ月に一度委託先事業者と取引条件について話し合う場を設け、委託先事業者が物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しを申し出やすい関係を築くとともに、交渉の

申出があった場合には真摯に応じる。

- 二 委託先事業者に適切な運賃・料金を支払うことができるよう、荷主への交渉を行う。特に、委託先事業者から物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しの申出があった場合には、その根拠等を確認した上で、物価上昇分等が適切に転嫁されるよう、荷主との交渉を行う。また、当社が利用運送を行う場合には、利用運送手数料を運賃とは別に収受できるよう荷主との交渉を行う。
- 三 委託先事業者との間の運送契約に、次に掲げる条件を盛り込む。
 - イ 再委託を行う場合には、原則として再々委託は行われなようにし、やむを得ず再々委託が行われる場合は、事前に理由を添えて当社に説明すること。
 - ロ 再委託を行う場合には、法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずること。
- 四 当社が元請事業者となる場合には、実運送体制管理簿の作成を通じて、委託を行った運送が二次請けまでとなっているかを確認し、第三号イの条件が遵守されていない場合は、委託先事業者に改善を求める。
- 五 パートナーシップ構築宣言に基づく取組その他の委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組を実施する。

第四章 健全化措置の管理体制等

（社内組織）

- 第六条 運送利用管理者その他必要な責任者を選任し、健全化措置等の実施について責任ある体制を構築し、健全化措置等を実施するための企業統治を適確に行う。
- 2 統括支店長は、運送利用管理者の命を受け、健全化措置等の実施に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行うとともに、必要に応じて、支店における荷主との交渉を補助する。
 - 3 支店長は、統括支店長の命を受け、健全化措置等の実施に関し、支店内社員の指導監督を行うとともに、荷主との交渉が難航する場合は自ら交渉の場に参加するなど、荷主との交渉において主導的な役割を果たす。
 - 4 健全化措置等の実施に関して、委託先事業者からの意見を受け付けるための窓口を本社に設置する。
 - 5 健全化措置等の実施に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。

（運送利用管理者の選任及び解任）

第七条 取締役の中から運送利用管理者を選任する。

- 2 運送利用管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二 関係法令等の違反又は健全化措置等の実施の状況に関する確認を怠る等により、運送利用管理者がその職務を引き続き行うことが健全化措置等の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運送利用管理者の責務)

第八条 運送利用管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守及び委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底すること。
 - 二 健全化措置等を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
 - 三 健全化措置等に関し、その実施及び管理の体制を整備すること。
 - 四 健全化措置等の実施状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、取締役会に報告すること。
 - 五 実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。
 - 六 取締役会等に対し、健全化措置等の実施に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 健全化措置等を実施するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 八 その他の健全化措置等の実施に関する統括管理を行うこと。
- 2 運送利用管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

(健全化措置等の実施に関する教育及び研修)

第九条 健全化措置等の着実な実施のために必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(健全化措置等の実施に関する内部監査)

- 第十条 運送利用管理者は、自ら又は運送利用管理者が指名する者を実施責任者として、健全化措置等の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて健全化措置等の実施に関する内部監査を実施する。
- 2 運送利用管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役会に報告するとともに、健全化措置等の着実な実施のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(健全化措置等の実施に関する業務の改善)

第十一条 運送利用管理者から前条の内部監査の結果又は改善すべき事項の報告があった場合その他健全化措置等の着実な実施のために必要と認める場合には、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(規程の見直し)

第十二条 本規程は、業務の実態に応じ適宜適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

(規程の改廃)

第十三条 本規程の改廃は、取締役会において決定する。

(様式例)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
(国土交通大臣 殿)

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

運送利用管理規程作成（変更）届出書

このたび、運送利用管理規程を作成（変更）したので、貨物自動車運送事業法第24条の2第1項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の11の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

2 運送利用管理規定を定めた日

(変更の場合)

3 変更した事項

(新旧の対照を明示)

(変更の場合)

4 変更を必要とした理由

添付書類 1 作成（変更）した運送利用管理規程

※各社において作成（変更）した運送利用管理規程を添付すること。

添付書類 2 作成（変更）した運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

※運送利用管理規程上、「別に定める（組織図、記録管理方法等）」としている場合、それらを別に添付すること

(様式例)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
(国土交通大臣 殿)

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

運送利用管理者選任（解任）届出書

このたび、運送利用管理者を選任（解任）したので、貨物自動車運送事業法第24条の3第3項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の12の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 2 選任（解任）した運送利用管理者の氏名及び生年月日
- 3 選任（解任）した年月日

（解任の場合）

- 4 解任した理由

(証する書類の例)

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証します。

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

選任した運送利用管理者：〇〇 〇〇

社内での役職：